破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５５号
北海道小樽市長橋２丁目14番25号　池田コーポ２Ｆ
債務者　石田　理樹
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１３号
福島県白河市年貢町55番地１
債務者　辻本美津子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
茨城県土浦市霞ケ岡町３番３号
債務者　櫻井　麗美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
茨城県稲敷郡美浦村みどり台767番地44
債務者　ラメザニ　ワサナ（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
茨城県土浦市真鍋２丁目３番８号　新園荘101、前住所茨城県土浦市中村南２丁目１番７号
債務者　佐久間寿公
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
茨城県土浦市大岩田2153番地　市営大岩田住宅104号棟403号室、前住所茨城県土浦市有明町１番６号　ＪＲ土浦寮
債務者　浅野　昭子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
栃木県真岡市鹿1214番地
債務者　秋山　明美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第２４号
千葉県木更津市清見台南１丁目17番10号
債務者　君塚りつ子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２５号
千葉県富津市大堀１丁目30番地10　106号
債務者　君塚　和也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１８４号
金沢市大手町15番35号　ロイヤルコート大手町801号
債務者　藤島　勝宏
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
金沢市押野２丁目206番地２
債務者　若林　あい
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
石川県鳳珠郡能登町字石井ハ部７番地１、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字十郎原ナ部41番地
債務者　下﨑　義光
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１５５号
山梨県南アルプス市平岡1400番地
債務者　米山　満広
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
三重県名張市南町763番地３　サンアステールＡ―102号
債務者　後藤　舞子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８８号
大津市大石東５丁目22番12号
債務者　西岡　信子（旧姓龍揖）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
大津市木戸900―２　ホーユーパレス201号、住民票上の住所兵庫県川西市鴬台１丁目16番地の10
債務者　川本　照夫
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
大津市木戸900―２　ホーユーパレス201号、住民票上の住所兵庫県川西市鴬台１丁目16番地の10
債務者　川本　敬子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　大津地方裁判所民事部